

議案第66号

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

一関市長 勝 部 修

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例（平成17年一関市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略]	附 則 1～3 [略] <u>(防疫等作業手当の特例)</u> 4 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 5 前項の手当の額は、作業1日につき3,000円（ <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）以内とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例（附則第2項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一関市一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払いとみなす。

議案第67号

一 関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

一関市長 勝 部 修

一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例の一部を改正する条例

一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例（平成18年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(届出の適用除外行為)</p> <p>第4条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しないその他の行為は、別表第2(1)欄に掲げる区分に応じ、同表(2)欄に掲げる規模を超えない行為_____とする。</p>			<p>(届出の適用除外行為)</p> <p>第4条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しないその他の行為は、別表第2(1)欄に掲げる区分に応じ、同表(2)欄に掲げる規模を超えない行為<u>及び骨寺村荘園遺跡整備活用計画に基づいて行う行為</u>とする。</p>		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
(1) 区分		(2) 規模	(1) 区分		(2) 規模
[略]			[略]		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することと	煙突、柱、高架水槽その他これらに類するもの	高さ5メートル	工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することと	煙突、柱、高架水槽その他これらに類するもの	高さ5メートル
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5メートルかつ築造面積が10平方メートル		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5メートルかつ築造面積が10平方メートル

なる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5メートル	なる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	<u>広告塔、広告板その他これらに類するもの</u>	<u>高さ1メートル又は表示面積が2平方メートル</u>
	電線路その他これらに類するもの	高さ10メートル		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5メートル
	自動販売機又はその附帯施設	高さ1メートル		電線路その他これに類するもの	高さ10メートル
				自動販売機又はその附帯施設	高さ1メートル
				<u>風力発電設備</u>	<u>高さ1メートル</u>
				<u>太陽光発電設備</u>	<u>高さ1メートル又は延べ面積が10平方メートル</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用する。